

○射水市建設工事施行に関する事務取扱要領

平成18年3月27日

告示第41号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 工事の施行の決定(第3条―第5条)
- 第3章 契約の締結(第6条―第19条)
- 第4章 工事の監理(第20条―第39条)
- 第5章 工事の検査(第40条)
- 第6章 工事の完成(第41条・第42条)
- 第7章 請負代金の支払(第43条―第46条)
- 第8章 雑則(第47条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、射水市建設工事の施行に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事をいう。
- (2) 入札 一般競争入札又は指名競争入札をいう。

第2章 工事の施行の決定

(工事施行箇所の通知)

第3条 事業主管部長(以下「部長」という。)は、当該年度において施行すべき事業計画に基づき、工事の種類、箇所及び工事概要等を公共工事等発注予定表(様式第1号)により財務管理部長に通知するものとする。

(工事の設計書の作成)

第4条 部長は、工事を発注しようとするときは、工事実施設計書を作成し、工事等施行伺兼支出負担行為伺(様式第2号)により施行を決定するものとする。

2 前項の施行の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意し、工事の円滑な施行に万全を期するものとする。

- (1) 工事の施行に伴い必要な許可又は認可等
- (2) 工事の施行に必要な用地等の確保
- (3) 他の事業との関連
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事の施行に影響を及ぼすおそれのある事項
(工事の変更設計書の作成)

第5条 部長は、工事内容を変更する必要があるときは、遅滞なく工事変更設計書を作成し、工事等変更施行伺兼支出負担行為伺(様式第3号)により工事の変更を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める範囲内の工事内容の変更については、工事打合簿(様式第4号)の指示により承諾を徴して工事の変更を行うことができる。ただし、この場合においても、工期末までに工事変更設計書等を作成し、変更するものとする。

第3章 契約の締結

(入札等参加者の決定)

第6条 指名競争入札の場合における入札参加者は、射水市請負工事等入札参加者の資格審査及び指名業者の選定に係る委員会規程(平成20年射水市訓令第25号)に定める射水市請負工事等指名業者選定委員会で決定する。

2 一般競争入札の場合における入札参加者の決定については、別に定めるところによる。

(入札等参加者への通知)

第7条 指名競争入札の通知は指名通知書(様式第6号)により、随意契約による見積書徴収の通知は見積徴収通知書(様式第7号)により、市長が行うものとする。

(入札の辞退)

第7条の2 入札辞退の申出は、入札辞退届(様式第8号)により、市長に提出させるものとする。

(予定価格の作成)

第8条 予定価格を定める場合において、射水市建設工事、委託業務及び物品購入に係る決裁等事務取扱規程(平成27年射水市訓令第6号)第2条の規定による決裁を受けたときは、当該決裁における設計額を予定価格とする。ただし、設計額が予定価格とならない場合は予定価格決定書(様式第9号)によるものとする。

(入札の執行)

第9条 入札の執行に当たっては、入札書(様式第10号)を1件ごとに作成させ、これを封書にして指定の日時に入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)自らをして指定の場所に提出させるものとする。

(開札の執行)

第10条 開札は、関係吏員2人以上により、入札者の立会いのもとに行うものとする。

2 前項の場合において関係吏員は、入札者の氏名及び入札金額を朗読し、次条の規定により落札者を決定してその旨を入札者に示さなければならない。

(落札者の決定)

第11条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって最低価格の入札をした者をもって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合における手続は、射水市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領(平成19年射水市告示第82号)によるものとする。

(再度入札)

第12条 前条の規定による落札者がいない場合において、直ちに再度入札を行うときは最初の入札者に限り、参加することができるものとする。

2 再度入札は、原則として1回とする。

(入札不調時の措置)

第13条 前条に規定する再度入札によっても落札者がいない場合には、入札を不調とし、原則として指名替え又は再公告の上改めて入札を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し随意契約ができると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 最低入札価格と予定価格の差が僅少なとき。
- (2) 特殊な工事等で新たに入札参加者を決定することが困難なとき。
- (3) 災害復旧工事等で緊急を要するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特にやむを得ない事由があるとき。

(入札調書)

第14条 入札の経過は、入札調書(様式第11号)により記録するものとする。

(随意契約)

第15条 第7条の2から第10条第1項まで及び前条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

2 随意契約を行う場合においては、予定価格の制限の範囲内で見積りをした者の中から採用者を決定するものとする。

3 随意契約の経過は、随意契約調書(様式第11号の2)により記録するものとする。

(契約の締結)

第16条 第11条の規定に基づき落札者を決定したとき、又は前条第2項の規定に基づき採用者を決定したときは、7日(射水市の休日を定める条例(平成17年射水市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に工事請負契約書(様式第12号)により契約を締結するものとする。

2 契約主管課長は、請負代金額が500万円以上の場合、契約の締結と同時に、契約者に次の各号のいずれかに掲げる保証を付させなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託させなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 契約の内容を変更しようとするときは、変更契約書(様式第13号)により変更契約を締結するものとする。

5 前項の場合における第2項に規定する保証の取扱いについては、別に定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第17条 射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年射水市条例第50号)第2条に規定する契約について第11条(第15条において準用する場合を含む。)の規定に基づき落札者を決定したときは、7日(休日を除く。)以内に工事請

負仮契約書(様式第14号)により仮契約を締結するものとし、当該契約について議会の議決があった場合において、市長が特別な事情があると認めるときを除き、7日(休日を除く。)以内に工事請負契約書(様式第15号)により本契約を締結するものとする。本契約を締結する場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 2 前項に規定する契約の内容のうち、議決に付した事項(会計年度の変更を伴わない工期の短縮を除く。)について変更しようとするときは、変更契約締結についての議会の議決があった後、変更契約書により変更契約を締結するものとする。この場合における前条第2項に規定する保証の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

(契約書の供覧)

第18条 第16条第1項及び前条第1項の規定に基づき契約を締結したときは、契約書に入札調書を添えて、様式第16号により回覧するものとする。

- 2 第16条第4項の規定に基づき変更契約を締結したときは、変更契約書を様式第16号の2により回覧するものとする。

(変更請負代金額の算定)

第19条 工事内容の変更に伴い請負代金額を変更する場合において、受注者と協議する変更請負代金額は、次の算式による。

変更請負代金額＝{当初請負代金額(消費税等に相当する金額を除く。)×(変更設計金額／当初設計金額)}×消費税等の税率に1を加えた率

備考 この算式中「消費税等」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税をいう。

第4章 工事の監理

(監督員)

第20条 事業主管課長(以下「課長」という。)は、契約の適正な履行を確保するため、工事ごとに監督員を選任するものとする。

- 2 課長は、工事内容及び現場状況等を勘案の上、当該監督業務のうち必要な業務を委託することができる。

(監督員の受注者への通知)

第21条 課長は、前条第1項の規定に基づき監督員を選任したとき、又は監督員を変更したときは、監督員選任(変更)通知書(様式第17号)により、その職氏名を受注者に通知するものとする。

2 課長は、前条第2項の規定に基づき監督業務を委託したときは、前項の通知と併せ、委託先において選任された監督員の職氏名を受注者に通知するものとする。

(工事の監督)

第22条 工事の監督の方法は、射水市建設工事施行に関する工事監督要領(平成18年射水市告示第43号)によるものとする。

(工事工程表)

第23条 課長は、契約締結後7日以内に受注者から工事工程表(様式第18号)を提出させるものとする。

第24条 削除

(請負代金内訳書)

第25条 課長は、請負代金内訳書を必要とするときは、契約締結後7日以内に受注者から提出させるものとする。

(工事の下請負)

第26条 受注者が工事の一部を他の建設業者に下請負させた場合は、受注者から下請負契約締結後7日以内に、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 施工体制台帳(様式第20号)の写し
 - (2) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(様式第20号の2)の写し
 - (3) 施工体制台帳等の写しの提出書(様式第20号の3)
 - (4) 再下請負通知書(様式第20号の4)の写し(下請負人が再下請負を行った場合に限る。)
- (現場代理人及び主任技術者等)

第27条 市長は、第23条の工事工程表の提出に併せて、受注者から、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者(以下「現場代理人等」という。)の氏名等を記載した現場代理人等届(様式第21号)を提出させるものとする。現場代理人等の変更があった場合は、現場代理人等変更届(様式第21号の2)を提出させるものとする。

2 前項の現場代理人等届及びその変更届には、次に掲げる書類を添付させるものとする。また、工事現場においても必要に応じ、随時、現場代理人等が本人であることが確認できる書類の提示を求めるものとする。

- (1) 現場代理人については社員証の写し
- (2) 主任技術者、専門技術者については社員証及び技術検定合格証明書の写し又はこれに代わる書類
- (3) 監理技術者については社員証及び資格者証の写し

(工事関係者に対する措置請求)

第28条 市長は、工事関係者に対して措置請求しようとするときは、措置請求書(様式第22号)により受注者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により措置請求したときは、受注者から回答書(様式第22号の2)を提出させるものとする。

(工期の延長又は短縮)

第29条 受注者の申出により工期を延長しようとするときは、受注者から工期延長申出書(様式第23号)を市長に提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の工期延長申出書を審査し、工期を延長し、又は、短縮することが適当と認めたときは、工期延長承諾通知書(様式第24号)により受注者に通知するものとする。
- 3 市長は、受注者の申出によらない場合で、工期を延長し、又は短縮することが適当と認めたときは、工期延長(短縮)協議書(様式第25号)により、受注者と協議の上、工期を延長又は短縮するものとする。

(工事の中止)

第30条 市長は、工事の全部又は一部の施行を中止する必要があると認めたときは、工事中止通知書(様式第26号)により受注者に通知するものとする。

- 2 工事中止期間中に工事を再開するときは、工事中止解除通知書(様式第26号の2)により受注者に通知するものとする。

(部分使用)

第31条 市長は、第42条の規定による引渡し前において、工事の出来形部分の全部又は一部を使用する必要があるときは、金額の記載のない出来形設計書を添付した部分使用通知書(様式第27号)により受注者に通知し、部分使用承諾書(様式第27号の2)で承諾を得た後、中間検査を行い、部分使用をするものとする。

(部分引渡し)

第32条 工事目的物について、設計図書で工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、部分引渡しを受けるものとする。

- 2 第41条、第42条及び第43条の規定は、前項の場合において準用する。

(契約の解除)

第33条 市長は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約を解除する必要があると認め、契約を解除するときは、契約解除通知書(様式第28号)により受注者に通知するとともに、工事について前払をしている場合には、契約解除通知書(様式第29号)により保証事業会社に通知するものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは受注者、工事について前払をしている場合は保証事業会社及び必要な者を立ち合わせ、請負工事の出来形検査を行い、当該検査合格部分及び部分払の対象となった工事材料について引渡しを受けるものとする。
- 3 市長は、出来形検査により精算額を確定し、契約解除精算通知書(様式第30号)により受注者に通知するとともに、保証事業会社に請求すべき保証金がある場合には、保証金請求書(様式第31号)に契約解除に伴う出来高確認書(様式第32号)を添えて請求するものとする。
- 4 契約を解除する場合の第1項の契約解除通知書及び前項の契約解除精算通知書は、内容証明郵便及び配達証明郵便によるものとする。
- 5 契約を解除する場合において、第16条第2項の保証の取扱いについては、別に定めるところによる。

第34条 前条の規定(保証事業会社に係る部分を除く。)は、受注者の責めに帰することができない事由により契約を解除する場合に準用する。

(物価等の変動による請負代金額の変更)

第35条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額の変更をするときは、市長は、受注者から請負代金額変更請求書(様式第33号)を提出させるものとする。

- 2 前項の請求書の提出があったときは、出来形検査により残工事量の確認を行うものとする。
- 3 課長は、前項の出来形検査に基づき、次の算式により変更請負代金額を算定するものとする。

$$S = \{P_2 - P_1 - (P_1 \times (15 / 1000))\}$$

S スライド額

P₁ 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂ 変動後の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相応する額×(当初請負代金額／当初設計金額)

- 4 市長は、前項の請負代金額を請負代金額変更協議書(様式第34号)により受注者と協議するものとし、協議が整ったときは、変更請負代金額承諾書(様式第35号)を提出させるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第36条 天災その他の不可抗力により工事の出来形部分、工事材料、工事仮設物又は建設機械器具(以下本条において「出来形部分等」という。)に損害が生じたときは、市長は、受注者から被災通知書(様式第36号)を提出させるものとする。

- 2 前項の被災通知書の提出があったときは、出来形検査により出来形部分等の損害額の確認を行うものとする。

- 3 市長は、前項の出来形検査に基づき、変更請負代金額を算定するものとする。この場合において、変更請負代金額は、次の算式により求めるものとする。

被災工事対象額＝被災部分の設計額×(請負代金額／設計金額)

変更請負代金額(増加分)＝被災工事対象額－(請負代金額×(1／100))

- 4 第2項の出来形検査後、市長は、出来形部分等の損害を確認した旨の通知を出来形部分等損害確認通知書(様式第37号)により受注者に通知するとともに、受注者から請負代金額変更請求書(様式第38号)を提出させるものとする。

- 5 市長は、前項の請負代金額変更請求書の提出があったときは、第3項の規定により算出した変更請負代金額について、請負代金額変更協議書(様式第39号)により受注者と協議するものとし、協議が整ったときは、請負代金額変更承諾書(様式第40号)を提出させるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第37条 権利義務の譲渡又は承継の申出は、工事譲渡(承継)承諾申請書(様式第41号)により市長に提出させるものとする。

- 2 市長は、申請を承諾するときは、工事譲渡(承継)承諾書(様式第42号)により受注者及び譲受(承継)人に通知するものとする。

(名称変更等の届出)

第38条 受注者から名称、住所、使用印鑑等の変更の申出があったときは、変更内容について、市長に提出させるものとする。

(損害賠償)

第39条 課長は、受注者から工事の中止、契約の解除、部分使用その他の理由による損害賠償の請求を受けたときは、意見を付し、市長に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 工事の検査

(工事の検査)

第40条 工事の検査は、射水市建設工事施行に関する工事検査要領(平成18年射水市告示第42号)及び富山県土木部土木工事検査技術基準又は富山県土木部建築・設備工事検査技術基準によるものとする。

第6章 工事の完成

(工事の完成)

第41条 工事が完成したときは工事完成届(様式第43号)を、修補工事が完了したときは修補工事完了届(様式第43号の2)を市長に提出させるものとする。

(工事目的物の引渡し)

第42条 工事目的物の引渡しは、工事の完成検査に合格した後、受注者からの工事引渡書(様式第44号)により行うものとする。

第7章 請負代金の支払

(請負代金の支払)

第43条 請負代金は、請負代金請求書(様式第45号)により請求のあった日から起算して40日以内に支払うものとする。

(前払金)

第44条 前払金は、前払金請求書(様式第46号)により請求のあった日から起算して14日以内に支払うものとする。

(中間前払金)

第45条 中間前払金は、中間前払金請求書(様式第47号)により請求のあった日から起算して14日以内に支払うものとする。

(部分払)

第46条 部分払の場合の出来形検査の申出は、部分払金申請書(様式第48号)により市長に提出させるものとする。

2 部分払金は、部分払金請求書(様式第49号)により請求のあった日から起算して14日以内に支払うものとする。

第8章 雑則

(その他)

第47条 この要領において定めのない様式で必要なものについては、別に定めるところによるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第95号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日告示第168号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第112号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第67号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日告示第33号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第98号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第120号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第194号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年10月7日告示第238号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成29年3月23日告示第64号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月30日告示第145号)

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日告示第193号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年10月1日告示第211号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日告示第276号)

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年7月7日告示第146号)

この告示は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和5年9月27日告示第191号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第212号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月30日告示第146号)

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

附 則(令和7年2月27日告示第107号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第170号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

